



令和7年12月1日

関東運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

法令違反の疑いがある旨の情報があつたことをきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、点呼記録の不実記載ほか複数の違反が確認されたことなどから令和7年12月1日付けをもって、貨物自動車運送事業法に基づく「3日間の事業停止等」の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 違反行為の概要

令和6年10月2日及び同年10月23日に処分対象事業者の本社営業所に対し監査を実施したところ、点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）等、合計14件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

2. 処分対象事業者

- ・ 事業者名：有限会社 タムラ運輸
- ・ 主たる事務所の位置：群馬県前橋市亀里町1300番地1
- ・ 代表者名：田村 豊彦

3. 処分内容

- ・ 処分年月日：令和7年12月1日
- ・ 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の本社営業所（群馬県前橋市亀里町1300番地1）について、3日間の事業停止処分及び236日車（13両×16日、1両×28日）の車両停止処分。

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：平野、武富

TEL：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和7年12月1日	
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社 タムウ運輸 代表者：田村 豊彦	
	群馬県前橋市亀里町1300番地1	
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所	
	群馬県前橋市亀里町1300番地1	
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分239日車	
(5) 主な違反事項	点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）	
(6) 違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月2日及び令和6年10月23日に監査を実施。14件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項） (2) 疾病のおそれのある乗務員等の運行業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項） (3) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） (4) 点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項） (5) 業務記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条） (6) 運行記録計による記録の不正操作（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） (7) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (8) 高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (9) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (10) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条） (11) 整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5） (12) 運行管理者に対する指導及び監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条） (13) 運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項） (14) 事業計画（自動車車庫）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）	
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数	32点
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内）	32点